

移動等円滑化取組計画書

令和 3年 6 月 30 日

住 所 富山県富山市桜町1丁目1番36号

事業者名 富山地方鉄道株式会社

代表者名 取締役社長 辻 川 徹

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設および車両等の整備に関する事項

・昨年度の目標において、当社所有の乗合バスにおけるノンステップバスの導入率を令和3年度末までに6割にするとし、置き換え可能な乗合バスをノンステップバスにすると設定した。昨年度は新造・中古含め2台の車両更新を行い、60.1%の導入率（令和2年度末は52.6%）となり目標を達成した。また高速バスを除き一般乗合バスにおいて導入した車両はノンステップバスであった。

しかしながら本年も新型コロナウイルスの蔓延による収支状況の悪化および先の見通せない状況から、車両更新については最低限度のものとなる。そのためノンステップバスへの更新も引き続き行う予定であるが、乗合バスにおける導入率のさらなる向上は困難であり、翌年以降の検討課題とする。

・貸切バスについてはリフト付きバスやエレベータ付きバスは現在導入しておらず、本年度は新型コロナウイルスの影響から車両更新を進めることは困難である。

次年度以降、貸切車両について更新があれば導入を検討する。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

①一昨年度からメモ用紙等を順次バスに搭載し、特に高齢者や聴覚障害者の方に対する接客接遇の向上に寄与するようにした。今後もお客様から要望等があれば、安全運行に支障がない程度で順次対応していく。

②スロープの取り扱いに関して新人運転手を中心に習熟度の向上を図った。すべての運転手に対する研修は未実施のため、「交通事業者向け接遇研修プログラム」に準拠した研修を行う。

③全員研修会等を利用し、障害者や高齢者への理解を深める機会を設け、少人数の勉強会なども検討していく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	新型コロナウイルスにより収支状況の見通しが全く立たない。昨年度の計画においてノンステップバスを15台（令和元年度～令和3年度）導入予定であったことから、昨年度までで12台導入したことを鑑み、令和3年度までに残り3台を導入目標とする。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスの運用の工夫	主要な病院をつなぐ路線を中心にノンステップバスを配車している。病院関係路線以外の路線での車いすのお客様の乗降もふまえ、特に大規模なイベントが開催される際に、会場までの最寄りバス停を通る路線に可能であればノンステップバスを運用する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運行情報の提供	現在とやまバスロケーションシステムにおいて運行情報等を発信している。この情報発信の中で低床バスや、車両の情報を盛り込めるよう対策を検討する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の接客レベルの向上	全乗務員を対象に接客接客向上キャンペーンを実施し、各々の接客状態を把握し指導を行う。またさらなる向上が必要と思われる運転手に対しては、さらに個別の指導を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・メールや苦情で寄せられる利用者の意見や苦情を営業所、社内で共有するとともに、改善に活用する。
- ・障害当事者等から意見があった場合、重要な案件があれば社内会議などで取り上げ部内全体で対応にあたる。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
ノンステップバス	ノンステップバスを3台導入する。(令和3年度)	新型コロナウイルスの蔓延に伴う収支悪化のため。前年度計画書において令和元年度～令和3年度で15台の目標であったうち、前年度導入できた12台を減じた数字であるもの

Ⅴ その他計画に関連する事項

ノンステップバスの導入については、令和元年6月に提出したネットワーク計画にも位置付けられている。